

証券コード 3349

平成27年8月6日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 宇 野 正 晃

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第33期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ (<http://www.cosmospc.co.jp/>) にて、掲載することによりお知らせいたします。

事 業 報 告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、経済成長を目指した政府の各種施策により、一部の業種に景況感の改善が見られるものの実質所得は減少し、消費者の節約志向はますます強くなっております。特に、地方の生活においては政府による経済政策の恩恵があまり感じられず、日常生活の必需品を販売する小売業にとって厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは消費者にとって「安くて、近くて、便利なドラッグストア」を目指して力を注いでまいりました。具体的には、接客サービスレベルを高く維持したまま店舗運営コストを低く抑え、「良い商品を1円でも安く」というコンセプトのもと「安さ」を追求してまいりました。また、自社競合による一時的な収益性の低下も厭わず、次々と新規出店を行いました。同時に、新商勢圏への店舗網拡大も図ってまいりました。

新規出店につきましては、関西地区に11店舗、中国地区に16店舗、四国地区に9店舗、九州地区に48店舗、合計84店舗を開設いたしました。また、スクラップ&ビルドにより5店舗を閉店いたしました。これにより、当連結会計年度末の店舗数は656店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度業績は、連結売上高4,084億66百万円（前年同期比9.9%増）、連結営業利益は170億80百万円（前年同期比2.2%増）、連結経常利益は190億28百万円（前年同期比4.6%増）、連結当期純利益は116億94百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、335億28百万円であります。

主な内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

店舗

【京都府】	松花堂店
【大阪府】	鴻池徳庵店、長吉六反店、高見店、美原平尾店、七道東店
【兵庫県】	西蒲田店、上郡店、柏原店、南淡店、福崎店
【鳥取県】	安長店、湯梨浜店、伯耆町店、千代水店
【島根県】	大津新崎店、安来店
【岡山県】	野村店、湯郷店
【広島県】	世羅店、向島店、阿品店、宮浦店
【山口県】	花岡店、王喜店、丸河内店、東高泊店
【徳島県】	阿南店、城北高校前店、牛島店
【香川県】	さぬき大内店
【愛媛県】	四国中央店
【高知県】	中村店、赤岡店、薊野店、江陽小学校前店
【福岡県】	泉台店、堀池店、一木店、瀬高店、甘木インター店、浦志店、那珂川店、筑穂店、広川店、東田店、的場店、三筑店、行橋中央店、石崎店
【佐賀県】	鹿島南店、相知店、井手店、養父店
【長崎県】	安中店、池田店、ダイヤランド店、宮小路店
【熊本県】	島崎西店、多良木店、天明店、大津室店、岱明店、馬渡店、宇土駅店、天草食場店、古閑中店
【大分県】	東元町店、汐見店、別府中島店、下郡東店、江無田店、南荘園店、中津田尻店、戸次店、やまなみ店、下郡バイパス店
【宮崎県】	神殿店、岡富店、大貫店、宮崎空港店、加納店、高鍋樋渡店
【鹿児島県】	鹿屋寿店

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、積極的な店舗展開による更なる飛躍を目指しております。しかし、これを可能とするには、店舗運営のマネジメントレベルの向上が不可欠と考えます。これを実現するために、①人材教育、②マニュアルの整備、③コンピュータシステムの充実、この3つを重要課題と認識し組織改革に取り組んでまいります。

チェーンストアは規模の拡大によって、段階的な組織の再構築・情報システムの見直しが必要と考えます。今後も永続的な成長を実現するために、将来にわたってその時点の企業規模よりも常に先を見据えた組織・システムの構築を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期	平成27年5月期 (当連結会計年度)
売 上 高	279,021	329,313	371,825	408,466
営 業 利 益	13,329	15,529	16,707	17,080
経 常 利 益	14,517	16,787	18,193	19,028
当 期 純 利 益	7,737	9,396	10,600	11,694
1株当たり当期純利益(円)	390.78	474.58	535.41	590.63
総 資 産 額	99,469	115,544	142,700	168,918
純 資 産 額	36,380	44,950	54,399	65,055
1株当たり純資産額(円)	1,837.41	2,270.24	2,747.50	3,285.70

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

(6) 子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンフラッシュ	10百万円	100.0%	ビル及び商業施設建物の総合維持管理 交通誘導警備等の請負
株式会社コスモス・コーポレーション	50百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理サービス業 ソフトウェアの企画・設計・開発・販売

(注) 平成27年5月31日現在、株式会社コスモス・コーポレーションは事実上の休眠会社となっております。

(7) 主要な事業内容（平成27年 5月31日現在）

当社グループは医薬品、化粧品、日用雑貨、食品（生鮮三品を除く）等の生活必需品全般を販売するドラッグストア事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所（平成27年 5月31日現在）

① 当 社

本社 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
店舗（調剤薬局含む） 656店舗
ドラッグストア店舗 655店舗

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
京 都 府	2店舗	愛 媛 県	26店舗
大 阪 府	13店舗	高 知 県	8店舗
兵 庫 県	33店舗	福 岡 県	128店舗
鳥 取 県	7店舗	佐 賀 県	31店舗
島 根 県	11店舗	長 崎 県	29店舗
岡 山 県	16店舗	熊 本 県	81店舗
広 島 県	16店舗	大 分 県	57店舗
山 口 県	39店舗	宮 崎 県	64店舗
徳 島 県	21店舗	鹿 児 島 県	52店舗
香 川 県	21店舗		

調剤薬局
宮崎県 1店舗

② 子会社

株式会社グリーンフラッシュ（本社：福岡市博多区）
株式会社コスモス・コーポレーション（本社：福岡市博多区）

(9) 従業員の状況（平成27年5月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,183名	257名増	28.9歳	4.8年
女 性	523名	126名増	29.9歳	3.7年
合計または平均	2,706名	383名増	29.1歳	4.6年

（注）１．上記従業員の他、契約社員37名、パート15,144名、アルバイト3,074名が在籍しております。

２．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先（平成27年5月31日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,935
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,656
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	924
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	875
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	842
株 式 会 社 肥 後 銀 行	623
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	618
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	460
株 式 会 社 福 岡 銀 行	448

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年5月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 59,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,000,400株 |
| (3) 株主数 | 4,512名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
有限会社ヒデフジ	6,549	33.08
宇野之崇	2,097	10.60
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,495	7.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,204	6.08
宇野正晃	600	3.03
宇野則子	600	3.03
宇野慎里子	507	2.56
宇野史泰	507	2.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	352	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	337	1.71

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（200,761株）を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宇 野 正 晃	
取 締 役	奥 川 秀 司	人事部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取 締 役	川 崎 儀 和	流通部長
取 締 役	竹 森 基	商品部長
取 締 役	柴 田 太	経営企画部長 株式会社グリーンフラッシュ代表取締役 株式会社コスモス・コーポレーション取締役
取 締 役	宇 野 之 崇	営業企画部長 株式会社コスモス・コーポレーション代表取締役 株式会社グリーンフラッシュ取締役
常 勤 監 査 役	牧 野 照 也	株式会社グリーンフラッシュ監査役 株式会社コスモス・コーポレーション監査役
監 査 役	木 野 哲 男	木野哲男税理士事務所所長
監 査 役	植 田 正 男	植田正男法律事務所所長

- (注) 1. 取締役 宇野之崇は、代表取締役社長宇野正晃の長男であります。
2. 監査役 木野哲男氏及び植田正男氏は社外監査役であります。
3. 社外監査役 木野哲男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役 植田正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査役 木野哲男氏及び植田正男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 締 役	6	102
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	14 (6)
計	9	116

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額（賞与含む）を43百万円支払っております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年8月28日開催の第21期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与とは含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年8月24日開催の第19期定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 木野哲男、植田正男

イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役の木野哲男氏は、木野哲男税理士事務所の所長を兼務しております。

社外監査役の植田正男氏は、植田正男法律事務所の所長を兼務しております。

なお、木野哲男税理士事務所及び植田正男法律事務所と当社の間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	木 野 哲 男	当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回のすべてに出席し、企業経営などの分野における税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社 外 監 査 役	植 田 正 男	当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての長期の経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ハ. 責任限定契約の概要

当社と各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末において社外取締役を置いておりませんが、平成27年7月13日開催の取締役会にて、第33期定時株主総会での承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。よって、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役を置く予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、平成27年8月開催予定の第33期定時株主総会でご承認をいただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、本方針について見直しを行います。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の確立と推進が、社会からの信頼を得るための不可欠な要件であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動指針を制定している。さらに、コンプライアンス体制を組織的・永続的に運営するためにコンプライアンス委員会規程を制定し、常設機関として管理部門管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

具体的なコンプライアンス体制の推進に関しては、コンプライアンス委員会に常勤監査役、内部監査室長及び社外の弁護士を委員として加えてコンプライアンス委員会の機能を強化し、各委員が相互に連携を図りつつ、当社及び子会社の取締役、使用人の法令及び定款の遵守状況をモニタリングすることで、コンプライアンス推進体制の充実を図るものとする。

また、当社及び子会社の取締役、使用人の法令・定款違反を防止するために、コンプライアンス相談窓口取扱規程を制定し、コンプライアンスに関する相談や通報のための専門の相談窓口を設置し、当社及び子会社の取締役、使用人が常に利用できる体制を構築する。

なお、当社及び子会社の各部門の使用人の業務に関する法令・定款の遵守状況のチェックは内部監査室が内部監査規程に基づき実施し、当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、法令及び監査役監査規程に基づき監査役の監査を受けることとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか、文書管理規程及び情報管理・秘密保持規程に従って、書面または電磁的方法により作成・保存する。作成・保存された情報は必要に応じて、取締役、監査役及び会計監査人等が常時閲覧できるものとする。取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存及び管理体制については、監査役の監査を受けるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めるものとする。

代表取締役社長は管理部門管掌取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、当社及び子会社の全社的なリスクを管理・統括し、対応部署においては必要に応じてマニュアルを制定し、所属する従業員に対する研修活動等を通じてリスク管理の徹底を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長が対応責任者となり、危機管理のためのチームを組成し対応することで、損失を最小限に止める体制整備を推進する。

コンプライアンスに関するリスクに関しては、上記(1)のコンプライアンス相談窓口を利用することにより、当社及び子会社の役職員による当該リスクの発生を未然に防ぐものとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役社長の円滑な職務執行及び取締役会における意思決定の効率性の向上に資するため、取締役会の下に、取締役及び主要部門の長を構成員、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、役員職務権限規程により付与された権限の範囲内で審議を行うものとする。また、子会社の取締役会においても経営の重要事項及び個別案件の決議を適宜行うものとする。

また、社会情勢・経済情勢の変化及び営業情報を踏まえて、代表取締役社長の経営方針を原案として経営会議及び取締役会の決議により3ヶ年の中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しており、当該計画を達成するために、当社及び子会社の各取締役は職務執行が効率的に行われるように努め、取締役会がこれを監督する体制を構築する。

- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等から職務執行に係る事項の報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。

また、子会社のコンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンス相談窓口取扱規程に従い役職員による相談窓口を設置し、当社グループとして一体的にコンプライアンス推進体制を構築する。

さらに、当社の内部監査室が内部監査計画に従って定期的に子会社の監査を実施するとともに、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼任することにより、業務の適正を確保する体制を構築する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査役の職務の補助を担当しており、監査役会に係る業務を優先して従事するものとする。なお、その人事に関しては監査役会の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を直ちに監査役に報告するほか、内部監査の実施状況及びコンプライアンス相談窓口への通報状況と内容を報告するものとする。

常勤監査役は、当社及び子会社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席するほか、重要な社内文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役または使用人からの説明を求めるものとする。

なお、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役は、監査役監査規程に基づく独立性と権限により、内部監査室及び会計監査人と連携しつつ、監査の実効性の確保に努めるものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社は企業行動指針において反社会的勢力への関与禁止を定めており、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととする。また、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、総務部を対応統括部署として警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により緊密な連携関係を構築する。

なお、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には決して応じず、警察等の外部専門機関と連携を行い組織として法的対応を行う。

(10) 内部統制システムの運用状況

平成27年5月1日から5月31日の期間において、コンプライアンス委員会を1回開催したほか、取締役会を2回、経営会議を4回開催しております。また、コンプライアンス相談窓口について、周知及び対応を継続しております。

連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	58,422	流 動 負 債	89,624
現金及び預金	18,635	買 掛 金	70,773
売 掛 金	25	短 期 借 入 金	4,015
商 品	34,708	リ ー ス 債 務	1,380
貯 蔵 品	155	未 払 金	4,827
前 払 費 用	1,152	未 払 費 用	2,925
繰 延 税 金 資 産	644	未 払 法 人 税 等	3,982
未 収 入 金	2,714	未 払 消 費 税 等	1,046
そ の 他	386	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	112
固 定 資 産	110,496	そ の 他	560
有 形 固 定 資 産	93,772	固 定 負 債	14,238
建 物 及 び 構 築 物	67,666	長 期 借 入 金	8,177
機 械 装 置	992	リ ー ス 債 務	3,557
工 具、器 具 及 び 備 品	4,998	退 職 給 付 に 係 る 負 債	446
土 地	11,580	資 産 除 去 債 務	1,459
リ ー ス 資 産	4,572	そ の 他	597
建 設 仮 勘 定	3,962	負 債 合 計	103,863
無 形 固 定 資 産	489	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	16,233	株 主 資 本	65,099
投 資 有 価 証 券	31	資 本 金	4,178
繰 延 税 金 資 産	218	資 本 剰 余 金	4,610
建 設 協 力 金	3,495	利 益 剰 余 金	56,548
敷 金 及 び 保 証 金	11,082	自 己 株 式	△236
そ の 他	1,406	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△44
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△59
		純 資 産 合 計	65,055
資 産 合 計	168,918	負 債 及 び 純 資 産 合 計	168,918

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		408,466
売上原価		330,391
売上総利益		78,074
販売費及び一般管理費		60,993
営業利益		17,080
営業外収益		
受取利息	93	
受取手数料	559	
受取設備負担金	293	
不動産賃貸料	809	
固定資産受贈益	223	
その他	505	2,485
営業外費用		
支払利息	55	
不動産賃貸原価	399	
その他	82	536
経常利益		19,028
特別利益		
補助金収入	582	582
特別損失		
固定資産除却損	34	
店舗閉鎖損失	43	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	112	190
税金等調整前当期純利益		19,420
法人税、住民税及び事業税	7,595	
法人税等調整額	130	7,725
少数株主損益調整前当期純利益		11,694
当期純利益		11,694

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,178	4,610	45,899	△236	54,451
会計方針の変更による累計的影響額	—	—	92	—	92
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,178	4,610	45,992	△236	54,544
当期変動額					
剰余金の配当			△1,138		△1,138
当期純利益			11,694		11,694
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	10,555	—	10,555
当期末残高	4,178	4,610	56,548	△236	65,099

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	8	△60	△52	54,399
会計方針の変更による累計的影響額	—	—	—	92
会計方針の変更を反映した当期首残高	8	△60	△52	54,491
当期変動額				
剰余金の配当				△1,138
当期純利益				11,694
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6	0	7	7
当期変動額合計	6	0	7	10,563
当期末残高	15	△59	△44	65,055

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

当社の子会社は株式会社グリーンフラッシュ及び株式会社コスモス・コーポレーションであり、当該会社を連結しております。

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、該当事項はありません。

3 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(イ) 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6年～47年
機械装置	7年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法からデュレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が142百万円減少し、利益剰余金が92百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	23百万円
土地	40百万円
合計	64百万円

(2) 担保に係る債務の金額

短期借入金	1百万円
長期借入金	一百万円
合計	1百万円

2 有形固定資産に係る減価償却累計額

25,540百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増 加 株 式 数 (株)	当連結会計年度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	20,000,400	—	—	20,000,400
自己株式				
普通株式	200,761	—	—	200,761

2 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年 8 月22日 定時株主総会	普通株式	593	30.00	平成26年5月31日	平成26年8月25日
平成27年 1 月13日 取締役会	普通株式	544	27.50	平成26年11月30日	平成27年2月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次の決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年 8 月21日 定時株主総会	普通株式	643	利益剰余金	32.50	平成27年5月31日	平成27年8月24日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金（原則として5年以内）は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

建設協力金、敷金及び保証金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、借入金については、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差 額
(1) 現金及び預金	18,635	18,635	—
(2) 建設協力金	3,495	3,772	277
(3) 敷金及び保証金	11,082	10,317	△765
資産計	33,213	32,725	△488
(1) 買掛金	(70,773)	(70,773)	—
(2) 長期借入金 (※2)	(12,193)	(12,141)	△51
負債計	(82,966)	(82,914)	△51

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 建設協力金並びに (3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,285円70銭

1株当たり当期純利益 590円63銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸 借 対 照 表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,100	流動負債	89,605
現金及び預金	18,303	買掛金	70,772
売掛金	25	1年内返済予定の長期借入金	4,015
商成品	34,708	リース債務	1,380
貯蔵品	153	未払金	4,794
前払費用	1,151	未払費用	2,951
繰延税金資産	643	未払法人税等	3,979
未収入金	2,727	未払消費税等	1,039
その他	386	預り金	370
固定資産	110,475	前受収益	105
有形固定資産	93,722	店舗閉鎖損失引当金	112
建物	61,174	その他	82
構築物	6,480	固定負債	14,149
機械及び装置	992	長期借入金	8,177
工具、器具及び備品	4,992	リース債務	3,557
土地	11,547	退職給付引当金	357
リース資産	4,572	資産除去債務	1,459
建設仮勘定	3,962	その他	597
無形固定資産	489	負債合計	103,754
ソフトウェア	469	(純資産の部)	
その他	19	株主資本	64,805
投資その他の資産	16,264	資本金	4,178
投資有価証券	31	資本剰余金	4,610
関係会社株式	60	資本準備金	4,610
長期前払費用	1,405	利益剰余金	56,254
繰延税金資産	189	利益準備金	7
建設協力金	3,495	その他利益剰余金	56,247
敷金及び保証金	11,081	別途積立金	300
その他	0	固定資産圧縮積立金	611
		繰越利益剰余金	55,335
		自己株式	△236
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	64,821
資産合計	168,576	負債及び純資産合計	168,576

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から
平成27年 5 月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		408,462
売 上 原 価		330,389
売 上 総 利 益		78,073
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		61,030
営 業 利 益		17,042
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	93	
受 取 配 当 金	400	
受 取 手 数 料	559	
受 取 設 備 負 担 金	293	
不 動 産 賃 貸 料	810	
固 定 資 産 受 贈 益	223	
そ の 他	500	2,881
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55	
不 動 産 賃 貸 原 価	399	
そ の 他	81	536
経 常 利 益		19,388
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	582	582
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	34	
店 舗 閉 鎖 損 失	43	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	112	190
税 引 前 当 期 純 利 益		19,779
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,579	
法 人 税 等 調 整 額	130	7,709
当 期 純 利 益		12,069

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計
					別途 積立金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	4, 178	4, 610	4, 610	7	300	281	44, 641	45, 230
会計方針の変更による 累計の影響額	—	—	—	—	—	—	92	92
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4, 178	4, 610	4, 610	7	300	281	44, 733	45, 322
当期変動額								
剰余金の配当							△1, 138	△1, 138
固定資産圧縮積立金の 積立て						373	△373	—
固定資産圧縮積立金の 取崩し						△73	73	—
固定資産圧縮積立金の 税率変更による増加						28	△28	—
当期純利益							12, 069	12, 069
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	329	10, 601	10, 931
当期末残高	4, 178	4, 610	4, 610	7	300	611	55, 335	56, 254

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△236	53,782	8	8	53,791
会計方針の変更による累計的影響額	—	92	—	—	92
会計方針の変更を反映した当期首残高	△236	53,874	8	8	53,883
当期変動額					
剰余金の配当		△1,138			△1,138
固定資産圧縮積立金の積立て		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩し		—			—
固定資産圧縮積立金の税率変更による増加		—			—
当期純利益		12,069			12,069
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			6	6	6
当期変動額合計	—	10,931	6	6	10,937
当期末残高	△236	64,805	15	15	64,821

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

① 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～47年
構築物	6年～30年
機械及び装置	7年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法からデュレーションアプローチへ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が142百万円減少し、繰越利益剰余金が92百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響については当該箇所に記載しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物	23百万円
土地	40百万円
合計	64百万円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	1百万円
長期借入金	1百万円
合計	1百万円

2 有形固定資産に係る減価償却累計額 25,528百万円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	13百万円
短期金銭債務	36百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高 435百万円

営業取引による取引以外の取引高

受取配当金 400百万円

その他 403百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当事業年度末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	200,761	—	—	200,761

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与 204百万円

未払事業税 269百万円

未払事業所税 46百万円

退職給付引当金 114百万円

長期未払役員退職慰労金 97百万円

減損損失 9百万円

資産除去債務 467百万円

その他 244百万円

繰延税金資産合計 1,455百万円

繰延税金負債

建設協力金 △73百万円

差入保証金 △10百万円

固定資産圧縮積立金 △289百万円

資産除去債務に対応する除去費用 △241百万円

その他有価証券評価差額金 △7百万円

繰延税金負債合計 △622百万円

繰延税金資産の純額 833百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.7%
住民税均等割	1.4%
留保金課税	4.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%
税額控除	△3.3%
その他	0.9%
小計	3.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0%

- (3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年6月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年6月1日から平成28年5月31日までのものは32.8%、平成28年6月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が71百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が71百万円増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として店舗用建物、POSレジ及びその周辺機器、陳列什器、冷凍・冷蔵ショーケース、防犯設備等があります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	3,273円87銭
1株当たり当期純利益	609円59銭

(注)「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7月17日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 工 藤 重 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 篤 芳 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7月17日

株式会社コスモス薬品
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 工 藤 重 之 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 篤 芳 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月22日

株式会社コスモス薬品 監査役会

常勤監査役 牧野 照也 (印)

社外監査役 木野 哲男 (印)

社外監査役 植田 正男 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主各位への安定的かつ継続的な配当による利益還元を実現すると同時に、経営体質強化のために十分な内部留保を確保し、新規出店など、適切な再投資にあてることを基本方針としております。これにより、当期の期末配当につきましては上記の方針に基づき、1株につき32円50銭とさせていただきたいと存じます。

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金27円50銭を含め、1株につき前期より5円増配の60円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金32円50銭 総額643,488,267円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために取締役及び取締役会の規定に監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u>	第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会及び会計監査人を置く。</u>
第5条～第16条 <条文省略>	第5条～第16条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会
(員数)	(員数)
第17条	第17条
当社の取締役は10名以内とする。	<u>1. 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。</u>
<新設>	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任決議)	(選任決議)
第18条	第18条
1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	1. 取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
2. <条文省略>	2. <現行どおり>
(任期)	(任期)
第19条	第19条
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。	<u>1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>

現行定款	変更案
<新設> <新設> 第20条～第21条 <条文省略> (取締役会) 第22条 1. <条文省略> 2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. <条文省略> <新設>	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。 (補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間) 第20条 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 第21条～第22条 <現行どおり> (取締役会) 第23条 1. <現行どおり> 2. 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 4. <現行どおり> (監査等委員会) 第24条 1. 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
＜新設＞ (報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第24条 1. ＜条文省略＞ 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u> <u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員数) 第25条 当会社の監査役は5名以内とする。 (選任決議) 第26条 監査役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数をもって行う。</u> (任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。ただし、補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時とする。</u>	(取締役への委任) 第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第27条 1. ＜現行どおり＞ 2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u> ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

現行定款	変更案
(補欠監査役の選任決議の有効期間) <u>第28条 補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (常勤監査役) <u>第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u> (監査役会) <u>第30条</u> <u>1. 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u> (報酬等) <u>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第32条</u> <u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u>	<削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除>
第6章 計算 第33条～第36条 <条文省略>	第5章 計算 第28条～第31条 <現行どおり>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役全員は定款変更の効力発生をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 株
1	う の まさ てる 宇 野 正 晃 (昭和22年2月6日生)	平成3年4月 当社代表取締役（現任） 平成11年12月 ㈱ドラッグコスモス（現㈱コスモス・コーポレーション）代表取締役 平成16年4月 ㈱グリーンフラッシュ代表取締役	600,000
2	おく がわ ひで し 奥 川 秀 司 (昭和28年1月3日生)	平成16年3月 当社入社 平成16年10月 当社財務経理部長 平成17年8月 当社取締役財務経理部長 平成19年10月 当社取締役総務部長 平成20年8月 ㈱グリーンフラッシュ取締役（現任） 平成21年4月 当社取締役人事部長（現任）	2,500
3	かわ さき よし かず 川 崎 儀 和 (昭和39年4月13日生)	平成8年12月 当社入社 平成12年2月 当社取締役 平成13年2月 当社取締役営業部長 平成14年11月 ㈱コスモス・コーポレーション取締役 平成16年4月 ㈱グリーンフラッシュ取締役 平成17年5月 ㈱コスモス・コーポレーション代表取締役 平成21年5月 当社取締役流通部長（現任）	66,300
4	たけ もり もとい 竹 森 基 (昭和40年8月10日生)	平成6年4月 当社入社 平成17年3月 当社営業部商品課長 平成18年5月 当社商品部長 平成25年8月 当社取締役商品部長（現任）	46,900

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 株
5	しば た ふとし 柴 田 太 (昭和46年10月24日生)	平成10年11月 当社入社 平成16年9月 当社人事総務部広報課長 平成18年7月 当社経営企画部長 平成22年12月 (株)コスモス・コーポレーション取締役（現任） 平成24年6月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役（現任） 平成24年8月 当社取締役経営企画部長（現任）	19,200
6	う の ゆき たか 宇 野 之 崇 (昭和48年11月21日生)	平成13年2月 (株)コスモス・コーポレーション入社 平成17年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業部営業企画課長 平成17年5月 (株)コスモス・コーポレーション取締役 平成17年5月 (株)グリーンフラッシュ取締役（現任） 平成21年11月 当社営業企画部長 平成22年12月 (株)コスモス・コーポレーション代表取締役（現任） 平成24年8月 当社取締役営業企画部長（現任）	2,097,900

(注) 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行し、監査役全員は定款変更の効力発生をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数 株
1	まきの 野 照 や 也 (昭和34年1月14日生)	平成4年8月 当社入社 平成12年4月 当社総務部総務課長 平成14年9月 当社内部監査室長 平成17年8月 当社常勤監査役（現任） 平成17年11月 ㈱コスモス・コーポレーション監査役（現任） 平成17年11月 ㈱グリーンフラッシュ監査役（現任）	35,200
2	きの 野 哲 お 男 (昭和18年10月25日生)	昭和37年4月 熊本国税局入局 平成13年7月 鹿児島税務署長 平成14年9月 木野哲男税理士事務所所長（現任） 平成15年6月 ㈱アステム監査役 平成17年8月 当社監査役（現任）	—
3	うえ 植 田 まさ お 男 (昭和26年5月15日生)	昭和55年4月 福岡県弁護士会 弁護士登録 平成2年9月 植田正男法律事務所所長（現任） 平成17年8月 当社監査役（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 木野哲男氏及び植田正男氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

なお、当社は木野哲男氏及び植田正男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

(1) 監査等委員である社外取締役候補者とする理由について

木野哲男氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的見識に基づき、客観的・中立的な立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

また、植田正男氏につきましては、弁護士の資格を有しており、弁護士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的・中立的な立場から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したものであります。

(2) 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、木野哲男氏及び植田正男氏の選任が承認可決された場合、当社は、これら両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
まつ ざき たかし 松 崎 隆 (昭和21年3月4日生)	昭和49年4月 福岡県弁護士会弁護士登録 昭和63年8月 徳永・松崎法律事務所（現 徳永・松崎・ 齊藤法律事務所）設立 平成17年1月 徳永・松崎・齊藤法律事務所 代表弁護士 （現任） 平成25年5月 株式会社ベスト電器 社外監査役（現任）	株 —

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者 松崎隆氏と当社は顧問弁護士契約を締結しております。
2. 松崎隆氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松崎隆氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた長年の法律知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したためであります。
4. 松崎隆氏が監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な見識を有しておられるためであります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決され、かつ、本議案において松崎隆氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は松崎隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 松崎隆氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成15年8月28日開催の第21期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）の報酬額を年額240百万円以内と設定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は6名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内と設定させていただきたいと存じます。

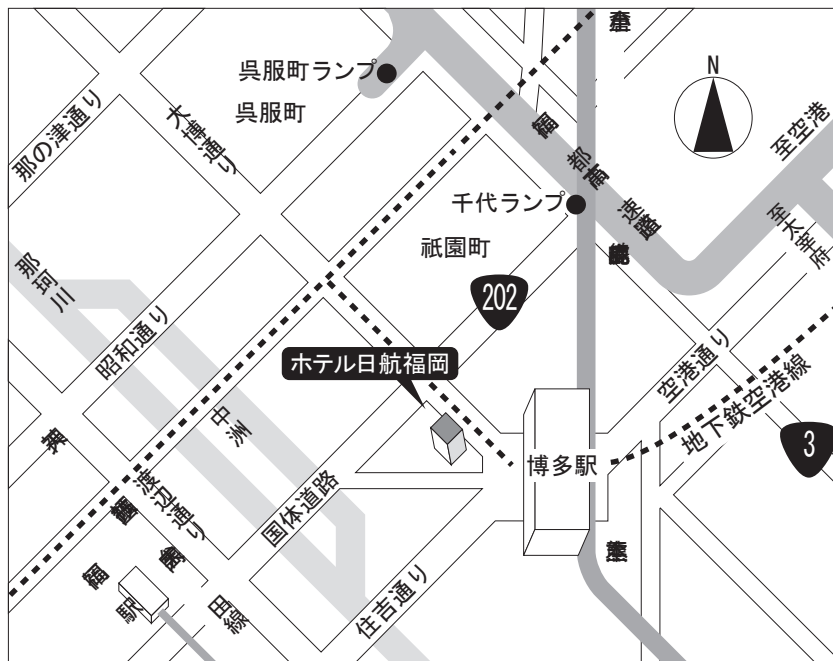
なお、現在の監査役は3名であり、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
(電話番号 092-482-1111)



(交通のご案内)

■ J R ご利用の場合

J R鹿児島本線「博多駅」下車 博多駅博多口より徒歩約3分

■地下鉄ご利用の場合

地下鉄空港線「博多駅」下車 博多駅博多口より徒歩約3分

■お車（福岡都市高速道路）ご利用の場合

※来られる方面によって降口が異なります。

【北九州方面からお越しの方】

「呉服町ランプ」下車後、昭和通りを直進し大博通りを左折。

【太宰府方面からお越しの方】

「千代ランプ」下車後、国道202号線を直進し大博通りを左折。